

議 会 運 営 委 員 会

令和8年6月24日（水）

個人一般質問終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕岡本委員長、小川副委員長、

今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、西田清久委員

〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長

〔委員外議員〕

〔事務局〕下間局長、濱見次長、山崎書記

議 題

1 陳情審査

資料1

- (1) 陳情第5号 浜田市議会議員定数および定例会の開催変更に関する陳情について
(願意③、④ 議会運営委員会付託分)

2 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応について

資料2

3 請願者等に対する趣旨確認の機会について

資料3

4 その他

- (1) 議会傍聴者アンケートについて

資料4

陳情番号	5
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果等	

令和8年3月16日

浜田市議会議長 様

住所 島根県浜田市金城町下来原174-4
氏名 北浦智世

浜田市議会議員定数および定例会の開催変更に関する陳情

【陳情の趣旨】

1 願意（議会に対して求めることを記入してください。）

議員定数等議会活性化委員会による浜田市議会議員定数についての議論を拝見致しました。

浜田市も例外に漏れず、人口減少や高齢化の波にさらされています。しかしながら、人口減少に合わせて、どんどん定数を削減していくと様々な弊害が起こります。よって、以下の内容を提案致します。

- ①浜田市議会議員定数は現状の22を維持
- ②議員定数22を維持する代わりに議員の歳費を削減。
- ③定例会の開催を日中から夜間休日議会に変更
- ④定例会を3月6月9月12月から通年に変更

2 理由（陳情に至った理由・背景などを簡潔に記入ください。）

①-1

議員定数が減ると議員と距離が出来やすく、市民と議員双方の声が届きにくくなる。

①-2

議員定数減は新人候補のハードルが上がる。（結果、地元の名士や大企業選出、政党や組織の後ろ楯がある方しか当選出来なくなる）

②

削減額に関しては議論されている定数18の総額を基準とし、定数22で割ったものを設定とする

③-1

日中開催を維持するなら、議員の兼務制限の対象とならない企業や法人、団体を明示する条例を制定し、年度ごとに公表する。（日中開催だと、勤め先のよほどの理解がない限り、サラリーマンは実質議員活動はできない。勤めをされている若い世代が出馬を阻害される環境にある。結果、議員になれるのは無職、定年退職者、自営業、自由業、会社役員、政党役員のみ。議員の固定化、高齢化を生む原因になる。）

③-2

③-1の条例が困難なら、通告通り、定例会の一般質問は土日、常任委員会を午後7～9時にする。

④

通年開催にすることによる、市役所幹部の出勤時間は午後1～9時とする。（大型連休や年末年始、年度末は通年開催から外すなど、臨機応変にご対応ください）以上

ご議論よろしくお願いたします。



ぎかいポストに寄せられた意見等対応報告

意見
<p>～議員は市職員や市民の王様なのですか？～</p> <p>先日、市役所で手続きをしていたところ、大声を出して要求している議員を見かけました。私は心臓が悪いため、大変驚きました。議員だからこそ何をしていても良いといった態度は納得できません。また、ある動画サイトで福祉の団体さんと議員が意見交換をしている動画を見ると、一部の議員を中心に高圧的な質問を繰り返しているほか、団体さんが話している間も他の議員と雑談する姿が映っており、まさにいじめそのものだと感じました。</p> <p>私の友人の子（大学生）が浜田市を目指していると聞いたので、「絶対やめとけ」と言うておきました。</p> <p>すごいからこそ、勝ってかぶとの緒を締めてほしいです。</p>
<p>なぜ、委員会や質問は市役所の方を問い詰める場所になっているのですか？友人から、「浜田市議会がヤバイ」と言われて YouTube を見ました。悪口やひぼう中傷を平気でする議員を切りこみ隊長や正義の味方とっていて、完全にヤバイと思いました。やっていることがマスコミと同じレベルだと思います。市役所の方がかわいそうです。</p>
<p>現在の市議会はどうなっているのですか。</p> <p>みるにたえません。</p> <p>もっと市民の側に立っての議ろんをして下さい。</p> <p>同じことばかりではずかしいです。</p>
<p>なぜ、議員が浜田市社会福祉協議会をまるで悪の組織かのように批判し、議会という公の場で中傷を続けるのか理由を教えてください。批判するよりも、どうしたら良いかを社会福祉協議会の人に聞いて調査し、提案するのがあなたたちの仕事じゃないのですか？</p>
<p>予算決算委員会の様子を YouTube で見ました。市とのやり取りを見る限り、本当に市とすり合わせしたの？や、これを聞くことを市に伝えていたの？というような議員さんが2～3名おられます。ちゃんと伝えていたのですか？</p> <p>聞いていないのに、思った答えが返ってこなくて声を荒げたりするのは汚いです。そして、みんなの税金と時間のムダです。</p>
<p>森谷氏と足立氏が議員になられてから、議会が活発化しているように感じます。市民に対して、質問が深堀されていて、興味を引き付けられます。</p>
<p>市民にわかりやすい発言力森谷議員。 分かりやすいのが一番です。</p>

ぎかいポストに寄せられた意見等対応報告

対応経過及び結果

【議会運営委員会】

議会内外における議員の発言や態度についてのご指摘を、真摯に受け止めさせていただきます。

浜田市議会では、議員一人ひとりが高い倫理観と責任を自覚し、市民の負託に応える議会活動を確保するため、令和8年3月に「浜田市議会議員政治倫理条例」の一部を改正し、「市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為をしないこと」などを明文化しました。

さらに、どのような行為が条例違反に該当するかを具体的に示した「逐条解説」を作成し、全議員で共通の認識を持つことで、自己規律と自浄作用を促しています。

その上で、議員一人ひとりが質疑の質や発言のわかりやすさの向上に努め、市民の皆様の期待に応えられる議会であるよう、努めてまいります。

請願者等に対する趣旨確認の機会について（案）

1. 目的

請願又は陳情（以下「請願等」という。）の審査に当たり、提出文書のみでは趣旨や願意の確認（以下「趣旨確認」という。）が十分できない場合に、委員会の判断により、請願者又は陳情者（以下「請願者等」という。）に対する趣旨確認の機会を設けることで、請願等の内容をよりの確に把握し、委員会審査の充実を図る。

2. 運用上の考え方

- (1) 請願者等に自由な意見表明の場を設けることを目的とするものではなく、委員会が請願等の趣旨及び願意を正確に把握するために実施するもの。
- (2) 趣旨確認を行うかどうかは、委員会が個別に判断する。
- (3) 趣旨確認の内容は、委員が確認を必要とする事項とし、委員は、請願者等に質疑を行うことができる。
- (4) 請願者等は新たな主張や要望を行ったり、委員又は執行部に対して質疑を行ったりすることはできない。
- (5) 参考人制度とは異なる取扱いとし、費用弁償は行わない。

3. 趣旨確認の手続・委員会審査時の流れ

- (1) 定例会議初日の付託先委員会で、請願者等からの趣旨説明が必要かどうかを決定する。
- (2) 委員会で必要と決定した場合、請願者等に「(仮)請願者等に対する趣旨確認出席依頼書」を送付し、出席の可否を伺う。
- (3) 委員会審査当日

※請願又は陳情審査の議題の冒頭に行う

- ① 委員長が請願者等に出席依頼の理由を説明
- ② 委員長から確認事項を提示
- ③ 委員から質疑
- ④ 請願者等が回答

【以下はこれまでどおり】

- ⑤ 必要があれば、委員から執行部への確認
- ⑥ 執行部が答弁

4. 今後検討が必要な事項

- (1) 運用についての規定を設けるかどうか（申し合わせ事項、新たな規程等）
- (2) 請願者等への具体的な手続（依頼書）
- (3) 趣旨確認を行う際に請願者等から説明資料の配布希望があった場合の可否
- (4) 趣旨確認を行う際の請願者等からの説明時間の設定の有無
- (5) 委員会運営上の実施時期及び審査時の流れ（進行方法等）

参考：★浜田市議会基本条例

第2章 議会の活動原則

（議会の活動原則）

- 第3条 議会は、市民の負託を受けた議決機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、**市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動**しなければならない。
- 2 議会は、市民を代表する議決機関として、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。
 - 3 議会は、議員、市長及び市民の交流並びに自由な討論の場であるとの認識を持って活動しなければならない。
 - 4 議会は、**市民の参加意識が高まるよう分かりやすい視点、方法等で活動しなければならない。**
 - 5 議会は、障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、本人の意思を尊重し、円滑な議会活動のための配慮を行わなければならない。

第3章 議員の活動原則

（議員の活動原則）

- 第17条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。
- 2 議員は、市政の課題全般について、**市民の意見を的確に把握するとともに**、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動を行わなければならない。
 - 3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。
 - 4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。

第4章 市民参加

（市民と議会との関係）

- 第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。
- 2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。
 - 3 議会は、議案等に対する各議員の態度を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。
 - 4 **議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。**

浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について（新旧対照表）

①現在実施している傍聴者アンケートについて、本会議傍聴者だけでなく、委員会傍聴者も対象とする

②傍聴者アンケート実施にかかる規定がなかったため、申し合わせ事項に規定する

NO	変更事項	該当部分	現在	改正案
1	傍聴者アンケート実施の明記	P17 「その他」 第1章 傍聴・ 広報	<u>(新規)</u>	<u>11 議会運営に関する市民の意見を把握し、議会運営に反映させることにより、開かれた議会の推進を図るため、本会議及び委員会の傍聴者を対象として傍聴者アンケートを実施するものとする。また、アンケートの結果は、議会運営委員会において共有し、今後の議会運営の参考とする。</u>

【具体的な流れ】

- ・傍聴受付時に傍聴者アンケート用紙をお渡しする
- ・アンケート回収ボックスを6階傍聴席付近と5階事務局の傍聴受付付近に配置する
- ・アンケート結果は、定例会議開会1週間前の議会運営委員会において前回定例会議分を報告する際に、委員会分もまとめて報告する